

「東京メトロイベントTouch」会員特典のご案内

東京メトロ主催の事前応募制イベントに 優先的にご参加いただけます！

東京メトロ 車両基地イベント

好評をいただいている車両基地イベント等に優先的にご参加いただけます。



東京メトロウォーキング企画

大人気の東京メトロ主催のウォーキング企画等に優先的にご参加いただけます。



優先参加できるイベントはここでチェック!▶▶

<https://www.event-metro.jp/et-pasmo/>



ご 注 意

有効期限の切れた 「東京メトロイベントTouch」会員証について

- 「東京メトロイベントTouch」会員証の有効期限は2023年3月31日までです。
- 有効期限の切れた「東京メトロイベントTouch」会員証はPASMOとしてご利用いただけません。
- 「東京メトロイベントTouch」会員証の有効期限が切れた場合、定期券の有効期限が残っていても、定期券として利用できなくなります。定期券購入の際には有効期限を超えた期間を購入しないようご注意ください。
- 有効期限の到来に伴い、当社に返却していただきます。

小児運賃で PASMO を利用される時

- お届けした「東京メトロイベントTouch」会員証は、小児用PASMOとすることはできません。小児運賃でご利用の際は、券売機で切符をお求めの上、ご利用ください。

お問い合わせ

「東京メトロイベントTouch」会員証事務局 (株式会社エイエイピー内)

TEL 03-6682-6858(10:00~17:30)

※土日・祝日及び夏季・冬季休暇を除く

MAIL et-pasmo@event-metro.jp

WEB <https://www.event-metro.jp/et-pasmo/>

東京メトロ イベント Touch

会 員 証 ご利用案内



ご利用いただく前に

「東京メトロイベントTouch」会員証に記載されている氏名などの内容をご確認ください。



おもて面



うら面

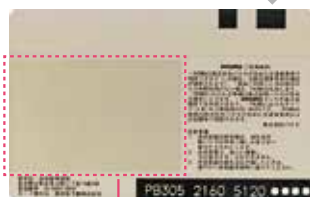
PASMOとしてご利用いただけます。

有効期限の切れた「東京メトロイベントTouch」会員証はPASMOとしてご利用いただけません。定期券を付与する際には、有効期限をよくお確かめください。

有効期限
2023年
3月31日

氏名が変更になった場合は、東京メトロイベントTouch会員証事務局へご連絡ください。

東京メトロ、京浜急行電鉄、東京急行電鉄、東武鉄道、相模鉄道、京王 電鉄で発売する定期券情報をのせることができます（2018年3月現在）



この部分に定期券情報が
印字されます

定期券情報を移し替え

PASMO
(Suica)
定期券

現在お持ちのPASMO・Suicaに付加されている定期券情報と入金(チャージ)残額を「東京メトロイベントTouch」会員証に移し替えることはできません。

定期券を新規に購入する場合と磁気定期券をお持ちの場合のみ定期券情報の付加、移し替えができます。

磁気定期券

磁気定期券をお持ちの場合、定期券情報の移し替えができます。

新規購入

定期券を新規に購入する場合、定期券情報をのせることができます。



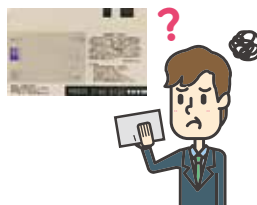
バス定期券は、一部のバス事業者のみで発売いたします。発売事業者、発売する定期券の種類については、ご利用になるバス事業者にお問い合わせください。

バス定期券は券面へ印字されません。お客様の確認用として、「IC定期券内容控」を同時に発行いたします。

機器やカードの障害によりカードが使えない時は、係員(乗務員)が確認させていただくことがありますので、「IC定期券内容控」を携帯して、バスをご利用いただくようお願いいたします。

再印字について

「東京メトロイベントTouch」会員証裏面の定期券部分の印字が判読できなくなったときは、定期券を購入した鉄道事業者にお申し出ください。



定期券情報の払いもどし

定期券を購入
※「東京メトロ
※定期券の払い

した鉄道事業者にお申し出ください。
「東京メトロイベントTouch」会員証とは別に、公的証明書などをご用意ください。
もどしには所定の手数料がかかります。手数料は事業者により異なります。



ご注意!

PASMO機能の払いもどしについて

駅などでPASMO機能の払戻しを行うとその会員証のPASMO機能を復元することはできません。返納の直前まで、PASMOの払戻しを行わないでください。





なくしたときのお手続き

PASMOをご利用できる駅や バス営業所にお申し出ください。

お申し込み

公的証明書などでご本人確認をさせていただいた後、所定の申請書に**必要事項***をご記入いただきます。その後、**再発行整理票**を発行いたします。



公的証明書など



再発行
申請書

※氏名、性別、生年月日、
電話番号をご記入いただきます。

再発行
整理表

- 再発行整理票は再発行時に必要になりますので大切に保管してください。
- PASMO機能をご利用されていない場合でも上記のお申し出が必要です。

再発行整理票のお渡し

再発行手数料3,300円お支払い

定期券が付加されている場合※

再発行整理票発行の翌日以降、定期券発行事業者へお申し出ください。
※鉄道定期券とバス定期券の両方が付加されている場合、
鉄道定期券発行事業者とバス定期券発行事業者の両方へお申し出ください。

代用定期券を発行いたしますので、
再発行整理票と公的証明書などをご持参ください。



発行

代用
定期券

新しい「東京メトロ
イベントTouch」
会員証

再発行
整理表

再発行
手数料
¥

公的証明書
など

代用
定期券

ご案内

- 紛失再発行に必要なもの**
- 新しい「東京メトロイベントTouch」会員証
 - 再発行整理票
 - 再発行手数料(所定の手数料)
 - ※会員証としての再発行手数料(3,300円)とは別にPASMOに関する機能についての再発行手数料がかかります。
 - 公的証明書など(健康保険証・免許証など)
 - ※「東京メトロイベントTouch」会員証とは別にご注意ください。
 - 代用定期券(定期券が付加されていなかった場合は不要)
 - ご案内(新しい「東京メトロイベントTouch」会員証と同時に受け取ったもの)

※再発行に際しての画像変更は承っておりません。※有効期限内に再発行が間に合わない場合や、有効期限後の再発行は お断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

使えなくなったときのお手続き



お申し込み

使えなくなった「東京メトロイベントTouch」会員証をお持ちください。所定の申請書に**必要事項***をご記入いただいた後、**再発行整理票**を発行いたします。



再発行
申請書

※氏名、性別、生年月日、
電話番号をご記入いただきます。

再発行
整理表

- 再発行整理票は再発行時に必要になりますので大切に保管してください

再発行整理票のお渡し

「東京メトロイベントTouch」会員証事務局に「東京メトロイベントTouch」会員証の再発行を申請

定期券が付加されている場合

鉄道定期券
の場合

再発行までの期間は、使えなくなったカードと再発行整理票を係員に提示してご乗車ください。



再発行
整理表

バス定期券
の場合

再発行までの期間は、使えなくなったカードと再発行整理票、IC定期券内容控を乗務員に呈示してご乗車ください。



再発行
整理表

新しい「東京メトロイベントTouch」会員証及びご案内を受け取る

※事務局より郵送いたします。

以下6点をお持ちの上、駅などへお越しください。
定期券情報がある場合は定期券を購入した鉄道事業者にお申し出ください。

以下4点をお持ちの上、駅などへお越しください。
定期券情報がある場合は定期券を購入した鉄道事業者にお申し出ください。

障害再発行に必要なもの

- 新しい「東京メトロイベントTouch」会員証
- 再発行整理票
- 使えなくなった「東京メトロイベントTouch」会員証
- ご案内(新しい「東京メトロイベントTouch」会員証と同時に受け取ったもの)

※バス定期券が付加されている場合、IC定期券内容控の再発行をバス定期券発行事業者にお申し出ください。

再発行



東京メトロイベントTouch会員証規約

東京地下鉄株式会社(以下「当社」といいます)が配信するメールマガジン「東京メトロイベントメールマガジン」(以下「お客メールマガジン」といいます)にご登録いただいている中学生以上のお客さまのうち、ご希望のお客さま(以下「お客さま」といいます)のお申込みに基づき提供する「東京メトロイベントTouch会員証(以下「本会員証」といいます)について、本会員証の発行をお申込みいただく前に、必ず以下の条項をお読みいただき、内容をご確認ください。本規約に同意いただいたお客さまに限り、お申込みいただくことができます。

第1条 サービスの概要

当社は、お客さまを対象に、インターネット上の東京メトロイベントTouch会員証申込みサイト(以下「本申込みサイト」といいます)から当社が管理するシステムを利用し、編集した会員証証券面用画像データ(以下「会員証画像データ」といいます)、名前、有効期限等の会員組織運営に必要な情報を記載した本会員証を発行します。本会員証には、株式会社バスモ(以下、「バスモ」といいます)が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカードに関する機能(以下「PASMOに関する機能」といいます)を付加します。本会員証をお持ちのお客さまには、本会員証の有効期限の到来まで当社が開催するイベント等において、本会員証及び当社のシステムを利用したサービス(以下「本サービス」といいます)を提供いたします。

第2条 適用範囲

- 1.本規約は、お客さまが本申込みサイトで本規約に同意いただいた時から、お客さまと当社の間で適用されます。
- 2.本会員証の取扱いについては、本規約のほか、別途定めるPASMO付身分証等利用特約が適用されます。

第3条 所有権

- 1.本会員証の所有権は、当社及びバスモの共有に属しお客さまへ貸与するものとします。お客さまは、善良なる管理者の注意をもって本会員証を利用し、管理するものとします。
- 2.お客さまは、第1条第1項に定めるほか、東京メトロイベントTouchの退会等により本会員証の利用資格を喪失した場合、及び当社又はバスモから本会員証の返却の請求があった場合は、速やかに当社に本会員証を返却するものとします。

第4条 発行等

- 1.本会員証を発行するにあたり、会員証発行手数料として3,300円(税込)をいただきます。
- 2.本会員証OPASMOに関する機能には、PASMO取扱事業者が定める旅客運賃の支払いや乗車券類との引換え、PASMO加盟店における電子マネー取引に充当する、PASMOに記録された金銭的価値をチャージせずに発行するものとします。

第5条 利用可能な会員証画像データ

- お客さまが本サービスをご利用するにあたって、以下に該当しない会員証画像データ(以下「利用可能な会員証画像データ」といいます)のみ利用することができます。
- (1)有害なコンピュータプログラムを含むもの
 - (2)会員証画像データに本人または家族以外の人物が含まれるもの
 - (3)当社または第三者の著作権・商標権・肖像権・その他の権利を侵害するおそれのあるもの
 - (4)当社または第三者を誹謗・中傷し、またはその名誉・信用を傷つけるおそれのあるもの
 - (5)第三者のプライバシーを侵害し、または侵害するおそれがあるもの
 - (6)猥褻・暴力的な内容を含むもの
 - (7)公序良俗に反する内容を含むもの
 - (8)政治・宗教的な内容を含むもの
 - (9)前各号のほか、当社が不適当と判断するもの

第6条 禁止事項

- 1.お客さまは本サービスをご利用するにあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1)当社に虚偽の申告をする行為
 - (2)本サービスにおいて使用するコンピューターシステムのプログラムを改ざんする行為
 - (3)有害なコンピュータプログラムなどを当社に送信し、または当社が管理するシステムに書き込みをする行為
 - (4)当社、または第三者の著作権・商標権・肖像権・その他の権利を侵害する行為
 - (5)当社、または第三者を誹謗・中傷し、またはその名誉・信用を傷つける行為
 - (6)第三者のプライバシーを侵害し、または侵害するおそれがある行為
 - (7)当社、または第三者の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為
 - (8)猥褻・暴力的な画像・音声等の情報を当社または当社が管理するシステムに送信する行為
 - (9)公序良俗に反する行為、または法令に違反する行為
 - (10)第三者に対して貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為
 - (11)営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為
 - (12)前各号のほか、当社が不適当と判断する行為
- 2.お客さまが前項の義務に違反したことによりお客さまに損害または紛争が生じた場合、当社は責任を負いません。また、かかる事由により当社が損害を被った場合、お客さまは当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第7条 本サービス申し込み方法

- 1.お客さまは、当メールマガジンに登録し、本申込みサイトにおいて必要事項をフォームに入力します。
- 2.当社は、お客さまが登録した電子メールアドレスに会員証画像データ登録用のフォームURLを送付します。
- 3.お客さまは、当社が管理するシステムを利用して当社に会員証画像データ及び当社が定める申込者本人と確認できる証明書画像データ(以下「証明書画像データ」といいます)を当社指定の期限内に送信します。
- 4.会員証画像データのファイル形式はjpgのみとし、1MB以上かつ長辺が2055pix以上の画像ファイルとします。また、証明書画像データのファイル形式はjpgまたはpdfのみとします。
- 5.当社は、前項の会員証画像データが利用可能な会員証画像データであるか否か等の所定の審査を行います。

- 6.当社は、前項の審査結果を電子メールにてお客さまに通知します。
- 7.当社は、お客さまが送信した会員証画像データについて利用可能であると判断した場合、当社から所定の払込用紙をお客さまが登録した住所に送付します。お客さまは、第4条第1項に規定する本会員証の発行における発行手数料を当社指定の期日内に当社指定の支払い方法により入金します。
- 8.当社は、お客さまが送信した会員証画像データについて、利用可能でないと判断した場合には、電子メールにてお客さまに通知します。この際、お客さまは利用可能な会員証画像データを当社指定の期日内に再度送信することができます。
- 9.お客さまが当社指定の支払い方法にて入金を行ったのちは、お客さまの都合によるお申込みの取消しはできないものとします。
- 10.当社は、お客さまからの入金確認後、製作等の本会員証発行手続きを行い、2018年3月以降、お客さまに発送します。
- 11.第3項、第7項、第8項、第9項で、当社が指定する期日内に所定の手続きが完了しない場合、お客さまの本サービスへの申し込みは無効となります。

第8条 会員証画像データ及び証明書画像データの保管について

- 1.当社はお客さまから送信された会員証画像データを、送信日から2023年3月31日まで再発行業務等のために保管します。ただし、審査により利用可能な会員証画像データではないと判断した場合、及び退会されたお客さまの会員証画像データは毎年3月末に破棄します。
- 2.当社は前項の保管期間を超過した会員証画像データを破棄します。
- 3.当社はお客さまから送信された証明書画像データを送信日から前条第10項により入金を確認した時点及び前条11項により申し込みが無効となった時点で破棄します。
- 4.お客さまから送信された会員証画像データ及び証明書画像データは、いかなる理由でも返却することはできません。
- 5.前各項の取扱いによってお客さまに損害等が発生しても当社は責任を負いません。

第9条 申込の承諾の取消し

当社は、お客さまのお申込みを承諾した後も、第5条または第6条の規定に違反し、または違反するおそれがあることが判明した場合にはお申込みの承諾を取消すことができるとします。

第10条 再発行等

- 1.お客さまは、紛失等または何らかの障害でPASMOに関する機能が使用できなくなった場合や名前の変更による交換をする場合は、当メールマガジンのマイページに記載の手続き方法により、本会員証の再発行手続きを行います。また、本会員証のPASMOに関する機能については、PASMO付身分証等利用特約の取扱いにより再発行手続きを行います。
- 2.本会員証を紛失等により再発行する場合は、PASMOに関する機能の再発行手数料のほかに当社定めるところにより、本会員証機能としての再発行手数料を受取できるものとします。この際、本会員証としての再発行手数料については、当社指定の銀行口座へ再発行手数料を振り込むこととし、その際の振込手数料はお客様のご負担となります。また、PASMOに関する機能についての再発行手数料については、PASMO取扱箇所にて、PASMO付身分証等利用特約で定める所定の手数料を支払うこととします。
- 3.本会員証を何らかの障害でPASMOに関する機能が使用できなくなったことにより再発行する場合や名前の変更により本会員証を交換する場合は、当社定めるところにより、本会員証機能としての再発行手数料を受取できるものとします。この際、当社指定の銀行口座へ再発行手数料を振り込むこととし、その際の振込手数料はお客様のご負担となります。
- 4.本会員証の再発行及び名前の変更による交換をする場合、初回発行時にお申込みいただいた会員証画像データでの受付となります。
- 5.本会員証は、通常の利用等における券面の擦れや汚損の場合の再発行及び交換は受け付けられないものとします。

第11条 本会員証の優待イベントに関して

- 1.本会員証をお申込みのお客様へは、以下記載の当社主催の抽選応募制イベントに優先的にご参加いただけるものとします。
 - (1)メ東京メトロ車両基地イベント
 - (2)東京メトロウォーキング企画
- 2.前項のイベントに参加の場合は、本会員証を必ずご提示ください。ご提示の無い場合は、ご参加いただけない場合がございます。

第12条 本会員証の有効期限

- 1.本会員証は、第10条の規定により再発行された本会員証も含め、お客さまが受領した日から2023年3月31日まで有効です。有効期限となる日の翌日以降は使用することができません。また、有効期限の到来に伴い、本会員証を当社に返却するものとします。
- 2.PASMOに関する機能については、本会員証有効期限となる日の翌日以降は停止し、使用することができません。

第13条 個人情報の変更等

- 1.お客さまは、当社へお申込みをした個人情報等について変更があった場合には、当メールマガジンのマイページにて変更手続きを行います。
- 2.お客さまは、前項の変更手続きにおいて名前の変更を行う際は、証明書画像データを送信します。
- 3.前項において送信する証明書画像データのファイル形式はjpgまたはpdfとします。
- 4.お客さまが前各項に定める手続きを怠ったことにより生じたお客さまの不利益、損害等については、当社は責任を負わないものとします。

第14条 本会員証の返却・利用停止等

- 1.東京メトロイベントTouch退会等の事由により、本会員証の利用を取り止める場合には、本会員証を当社に返却してください。
- 2.以下の場合には、当社は本会員証の利用をお断りし、または停止させていただくことがあります。また、当社から本会員証返却の請求があった場合には、直ちに本会員証を当社に返却してください。

- (1) 第5条または第6条の規定に違反し、または違反するおそれがあることが判明した場合
 - (2) 本会員証の利用に関連してお客さまと第三者の間に紛争が生じた場合
 - (3) 司法機関・警察・その他の公的機関などから法令に基づく要請があった場合
 - (4) 本会員証の変造、不正使用をしていることが判明した場合
 - (5) 前各号のほか、当社が本会員証の利用を不適当と認めた場合
3. 前項の措置によりお客さまが損害を被った場合でも、当社はその責任を負いません。

第15条 サービスの一時停止・廃止

1. 当社は以下のいずれかの場合、お客さまに事前に通知することなく本サービスの一部または全部を一時停止することがあります。
- (1) 本サービスの提供にあたり使用する装置・システムの保守点検、変更、故障対応を定期的にまたは緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
 - (3) 通信回路の不調等の事由が生じた場合
 - (4) 前各号のほか、当社が運用上あるいは技術上本サービスの一時停止が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 当社は、一定期間以上の予告期間を設けて、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
3. 当社は、前各項の取扱いによってお客さまに損害等が発生しても責任を負いません。

第16条 損害賠償・免責

1. 本サービスの利用に関連して、お客さまが本規約に違反したまたは不正もしくは違法な行為により、当社に損害を与えた場合、お客さまはその損害（弁護士費用を含む）の全てを賠償するものとします。
2. 本サービスの利用に関連してお客さまと第三者の間に紛争が生じた場合、お客さまはご自身の費用および負担によりその紛争を解決し、当社に損害を与えないものとします。
3. 本サービスの利用に関連して発生したお客さまの損害について、当社は責任を負いません。
4. 本サービスを利用して発行された本会員証が、お客さまのイメージと異なっていた場合でも、当社は本会員証の再製作や本会員証発行手数料の返却等の義務を負いません。
5. 第14条の規定による返却・利用停止等に該当する場合や第15条の規定による一時停止・廃止に該当する場合でも、第4条、第10条に規定するお客さまに負担いただいた手数料等は返却しません。

第17条 個人情報の利用目的

1. 本会員証の利用にあたり当社に提供された個人情報は、本サービスの目的達成のため利用します。
2. 本会員証の利用にあたり当社に提供された個人情報は、お客さまサービス向上のための情報分析に利用します。
3. 前各項のほか、当メルマガジンWebサイトに掲示する個人情報の利用目的に従い利用するものとします。

第18条 個人情報の第三者等への提供について

1. 当社は、本規約に定めるサービスの運営や管理に必要な業務の一部または全部を、守秘義務契約を締結した株式会社エイエイー及びJR東日本メカトロニクス株式会社に委託する場合があります。
2. 前項の場合、株式会社エイエイーに提供するお客さまの個人情報の項目は以下の通りです。
氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、性別、メールアドレス、会員証画像データ、証明書画像データ
3. 第1項の場合、JR東日本メカトロニクス株式会社に提供するお客さまの個人情報の項目は以下の通りです。
氏名、電話番号、生年月日、年齢、会員証画像データ
4. 提供する手段または方法については、電子的もしくは電磁的な方法等で行います。
5. お客さまは、当社が、第1項に定める業務委託先である株式会社エイエイー、JR東日本メカトロニクス株式会社及び別途申込みサイトの記載の提携先に、本サービスの利用目的のために所定の個人情報を提供し、または当該会社と共同して利用することに同意します。

第19条 本規約の変更

1. 当社が必要と認めた場合、本規約を変更し、当メルマガジンWebサイト上の掲示、その他相当の方法で公表することができるとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 第1項の変更によりお客さまに生じた損害について、当社は責任を負いません。

PASMO付身分証等利用特約

第1条 (目的)

本特約は、PASMO付身分証等の発行者である、身分証等の発行者（以下、「身分証発行者」といいます。）、東京地下鉄株式会社（以下、「事業者」といいます。）及び株式会社パスモ（以下、「パスモ」といいます。）が、PASMO付身分証等（以下、「本カード」といいます。）を媒体として利用者に提供するPASMOに関するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

1. 本特約は、PASMO取扱規則に対する特約であり、PASMO取扱規則の定めと異なる条項には、本特約を優先して適用することとします。
2. 本カードのPASMOとしての取扱いについては、PASMO取扱規則における一体型PASMOとして取扱いします。
3. 本カードの利用に関し、本特約に定めていない事項については、PASMO取扱規則及びPASMO電子マネー取扱規則の定めるところによります。

第3条 (用語の定義)

1. 本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるのとおりとします。
- (1) 「身分証等」とは、学校が発行する学生証等、企業が発行する社員証等の身分証明書、又は各種組織もしくは団体に所属することを証明する証明書をいいます。
 - (2) 「PASMOに関する機能」とは、PASMO取扱規則及びPASMO電子マネー取扱規則に基づき提供する機能をいいます。
 - (3) 「PASMO付身分証等」とは、身分証等の機能とPASMOに関する機能が一体となったICカードをいいます。
 - (4) 「利用者」とは、身分証等発行者、事業者及びパスモが定める本特約、パスモが定めるPASMO取扱規則、PASMO電子マネー取扱規則及びPASMO付身分証等に関わる個人情報の取扱いに関する重要事項を承認のうえ、本カードの貸与を受けた方をいいます。
 - (5) 「個人認証等サービス」とは、身分証等発行者が利用者に対して提供する、本カードの身分証等の機能を利用した、個人認証等の付加価値サービスをいいます。
2. 本特約に定めのない用語の定義については、PASMO取扱規則及びPASMO電子マネー取扱規則の定めるところによるものとします。

第4条 (契約の成立)

本カードの利用に関する契約は、身分証等発行者、事業者及びパスモが利用者に本カードを貸与したときに、身分証等発行者、事業者及びパスモと利用者との間に成立します。

第5条 (所有権)

1. 本カードの所有権は、身分証等発行者、事業者及びパスモの共有に属し、利用者に貸与するものとします。利用者は善良なる管理者の注意をもって本カードを利用し、管理するものとします。
2. 利用者は、第7条第5項に定める場合のほか、卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失した場合、及び身分証等発行者、事業者、又はパスモから本カードの返却の請求があった場合は、速やかに身分証等発行者に本カードを返却するものとします。

第6条 (発行)

本カードは、あらかじめバリューをチャージせずに発行するものとします。

第7条 (有効期限満了時等の取扱い)

1. 本カードのPASMOに関する機能は、本カードの券面に表示された有効期限の翌日以降は使用することができないものとします。ただし、券面の有効期限の表示が年月の場合は、当該月の末日の翌日以降から使用できないものとします。
2. 本カードの有効期限が満了した場合（又は満了する場合）、身分証等発行者、事業者及びパスモが認めるときに限り、新たな有効期限が設定された本カードに交換します。この場合、利用者は、身分証等発行者、事業者及びパスモが発行する交換用の媒体及び有効期限が満了した本カード（又は満了する本カード）を、一体型PASMOの交換ができるPASMO取扱箇所に持参し、事業者及びパスモからの交換用の媒体にかかわる通知を呈示のうえ、PASMOに関する機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをするものとします。
3. 利用者が卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失した場合、身分証等発行者が利用者の身分証等の利用資格の継続を認めない場合は、新たな有効期限が設定された本カードへの交換を行わないものとします。
4. 第2項の交換を行った後、交換前の本カードにおけるPASMOに関する機能の停止の取消し又は機能の復元、移し替えたPASMOに関する機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできないものとします。
5. 本カードの有効期限が満了した場合、利用者は速やかに有効期限が満了した本カードを身分証等発行者に返却するものとします。ただし、第2項の交換を行う場合は、移替え手続き後速やかに有効期限が満了した本カードを身分証等発行者に返却するものとします。

第8条 (個人情報の変更等)

1. 利用者は、身分証等発行者及びパスモへ届出した事項について変更があった場合には、別に定める届出事項変更届けを身分証等発行者に提出しなければならない。
2. 個人情報の変更等により本カードの交換をする場合、利用者は、身分証等発行者、事業者及びパスモが発行する交換用の媒体及び現在使用している本カードを、一体型PASMOの交換ができるPASMO取扱箇所に持参し、事業者及びパスモからの交換用の媒体にかかわる通知を呈示のうえ、PASMOに関する機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをするものとします。
3. 前項の交換を行った後、交換前の本カードにおけるPASMOに関する機能の停止の取消し又は機能の復元、移し替えたPASMOに関する機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできないものとします。

4.利用者が第1項に定める届出又は第2項に定める手続きを怠ったことによって生じた利用者の不利益、損害等については、身分証等発行者、事業者及びパスモは責任を負わないものとします。

第9条（本カード以外のPASMOへの移替え）

PASMO取扱規則第22条第3項にかかわらず、本カードのPASMOに関する機能を本カード以外のPASMOに移し替えることはできないものとします。

第10条（本カードの券面表示）

- 1.本カードは、その券面表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用することができないものとする。
- 2.券面表示事項が不明となった本カードは、速やかに第12条に定める障害再発行の手続きをしなければならないものとする。

第11条（紛失再発行）

- 1.本カードの紛失、盗難が発生した場合、別に定める申請書を、利用者が一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所へ提出したときは、次の各号の条件を全て満たす場合に限り紛失した本カードの使用停止措置を行い、利用者に対し再発行するために必要な振票（以下「再発行整理票」という。）を発行するものとする。
 - (1)公的証明書等の提示により、再発行を請求する利用者が当該本カードの利用者本人であることを証明できること。
 - (2)利用者の氏名、生年月日、性別の情報がパスモのシステムに登録されていること。
- 2.利用者は、前項の手続きのほか、身分証等発行者が別に定める方法で身分証等発行者に紛失、盗難が発生したことを申し出るものとし、身分証等発行者、事業者及びパスモが発行する再発行用の媒体を身分証等発行者から受領するものとする。
- 3.第1項により使用停止措置を行った当該本カードのPASMOに関する機能については、次の各号の条件を全て満たしたうえ、一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所において再発行を請求した場合に限って、当該本カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の本カードを再発行するものとする。
 - (1)公的証明書等の提示により、再発行を請求する利用者が当該本カードの利用者本人であることを証明できること。
 - (2)利用者が第1項により発行された再発行整理票を提出すること。
 - (3)利用者が前項により受領した再発行用の媒体を持参すること。
 - (4)利用者が事業者及びパスモからの再発行媒体にかかわる通知を提示すること。
- 4.前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行を行ったPASMO取扱箇所にて再発行する本カード1枚につきPASMO取扱規則第20条第4項に定める紛失再発行手数料を現金で収受するものとする。
- 5.当該本カードの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことができないものとする。また、紛失した本カードが発見された場合に、当該本カードを再発行用の媒体として使用することはできないものとする。
- 6.前各項により本カードを再発行する場合、身分証等発行者の定めるところにより、第4項の紛失再発行手数料のほかに身分証等の機能に関する再発行手数料を収受することができるものとする。
- 7.本カードの再発行を請求した時点において本カードの有効期限が満了している場合、または利用者が卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失している場合には、本カードの再発行は行わないものとする。

第12条（障害再発行）

- 1.本カードの破損等によって所定の機器で使用できない場合、別に定める申請書を、利用者が一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所へ提出し、かつ当該本カードを提示したときは、再発行整理票を発行するものとする。
- 2.利用者は、前項の手続きのほか、身分証等発行者が別に定める方法で身分証等発行者に本カードが所定の機器で使用できないことを申し出るものとし、身分証等発行者、事業者及びパスモが発行する再発行用の媒体を身分証等発行者から受領するものとする。
- 3.第1項により再発行整理票が発行された当該本カードのPASMOに関する機能については、次の各号の条件を全て満たしたうえ、一体型PASMOの再発行ができるPASMO取扱箇所において再発行を請求した場合に限って、当該本カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の本カードを再発行するものとする。
 - (1)利用者が第1項により発行された再発行整理票を提出すること。
 - (2)利用者が前項により受領した再発行用の媒体を持参すること。
 - (3)利用者が障害状態となった当該本カードと事業者及びパスモからの再発行用媒体にかかわる通知を提示すること。
- 4.当該本カードの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことができないものとする。また、当該本カードを再発行用の媒体として使用することはできないものとする。
- 5.前各項により本カードを再発行する場合、身分証等発行者の定めるところにより、身分証等の機能に関する再発行手数料を収受することができるものとする。
- 6.次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わないものとする。
 - (1)裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
 - (2)利用者の故意又は重大な過失により本カードが障害状態となったと認められ、PASMO取扱規則第19条第6号により無効となった場合
 - (3)本カードの再発行を請求した時点において本カードの有効期限が満了している場合
 - (4)利用者が卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失している場合

第13条（払いもどし）

- 1.利用者は、本カードの有効期限の満了後に第7条第2項の交換を行わない場合において、身分証等発行者に本カードを返却する前に、PASMO取扱規則第24条の定めに従い払いもどしの手続きを行うものとする。この場合の払いもどしは、PASMOに関する機能の停止を条件に行うものとする。
- 2.利用者は、卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失した場合、身分証等発行者に本カードを返却する前に、PASMO取扱規則第24条の定めに従い払いもどしの手続きを行うものとする。この場合の払いもどしは、PASMOに関する機能の停止を条件に行うものとする。
- 3.身分証等発行者へ本カードを返却した後は、PASMOに関する機能（PASMO定期券が有効期間内である場合、有効なICカード乗車券情報が記録されている場合、及びバリュー残額がある場合を含む。）は失効するものとします。またその際に生じる利用者の不利益、損害等については、身分証等発行者、事業者及びパスモは一切の責任を負わないこととします。

- 1.利用者は、本カードの紛失又は盗難が発生した場合で、第11条に従った再発行の手続きを行う前に本カードの有効期限が経過し、もしくは卒業、退職等により身分証等の利用資格を喪失したときは、身分証等発行者にバリュー残額の払いもどしを請求するものとする。この場合、第11条第4項に定める紛失再発行手数料及び同条第6項に定める身分証等の機能に関する再発行手数料を現金で支払うものとし、バリュー残額から、PASMO取扱規則第24条第1項に定める手数料を差し引いた額について現金での払いもどしを行うものとする。
- 2.利用者は、本カードの障害が発生した場合で、前条に従った再発行の手続きを行う前に本カードの有効期限が経過し、もしくは身分証等の利用資格を喪失したときは、身分証等発行者にバリュー残額の払いもどしを請求するものとする。この場合、第12条第5項に定める身分証等の機能に関する再発行手数料を現金で支払うものとし、バリュー残額から、PASMO取扱規則第24条第1項に定める手数料を差し引いた額について、現金での払いもどしを行うものとする。

第14条（本カードが無効となる場合）

- 1.事業者及びパスモは、次の各号に該当する場合、本カードを無効としたり、回収することがあります。この場合、PASMOに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等（PASMO定期券を含む）は返却しないものとします。
 - (1)PASMO取扱規則第19条に該当した場合
 - (2)利用者の本カードの利用が、本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
- 2.前項の場合の身分証等の機能の再発行その他の取扱いについては、身分証等発行者の定めるところにしたがって取扱われるものとし、事業者及びパスモはかかる手続きに関連して生じる利用者の不利益について一切の責任を負わないものとする。
- 3.無効・回収による利用者の損害等については、身分証等発行者、事業者及びパスモは、その責めを負わないものとする。

第15条（免責事項）

- 1.本カードの再発行又は交換により、本カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の本カードを発行したことによる利用者の損害等については、身分証等発行者、事業者及びパスモはその責めを負わないものとする。
- 2.本カードの紛失、盗難が発生した場合、本カードの再発行整理票発行日における払いもどしやバリューの使用等で生じた利用者の損害については、身分証等発行者、事業者及びパスモはその責めを負わないものとする。
- 3.本カードについて、身分証等発行者に起因する利用者の損害については、事業者及びパスモはその責めを負わないものとする。
- 4.本カードの紛失、盗難もしくは障害、または本カードの発行中止、運用停止もしくは発行遅延（再発行・交換の遅延を含む）のため、身分証等の機能または個人認証等サービスを利用することができないことに起因する利用者の損害については、事業者及びパスモはその責めを負わないものとする。

第16条（特約の変更）

事業者及びパスモは、事前に利用者に通知することなく本特約を変更できるものとします。当該変更は事業者及びパスモが定める方法により、利用者にその旨を公告します。本特約変更後において利用者が本カードを利用した場合、当該利用者は変更内容に承諾したものとみなします。

第17条（管轄裁判所）

本カードに関する、利用者と事業者間の訴訟、及び利用者とパスモ間の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※PASMO付身分証等に関わる 個人情報の取扱いに関する重要事項

（個人情報の取扱い）

第1条 PASMO付身分証等（以下、「本カード」という。）を鉄道事業者及び株式会社パスモ（以下、「当社」という。）とともに発行している学校、企業その他の身分証等の発行者が、利用者または利用希望者（以下、「利用等者」という。）から同意を得て当社へ提供した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）は、当社が管理します。

2.当社は取得した個人情報、次の目的で利用します。

- ①利用者等の本人確認
- ②当社から利用者等への本カードにかかわる通知・案内の送付
- ③当社から利用者等に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

3.前項のほか、当社は、PASMOに関する機能に関して取得した個人情報、次の目的で利用します。なお、次の利用目的の範囲内で本カードの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、当該個人情報をその事業者者に知らせることがあります。

- ①記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認
- ②当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- ③PASMO取扱規則及びPASMO付身分証等利用特約、並びにPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善

（個人情報の開示・訂正・利用停止等）

第2条 利用者等が当社の個人情報に対する開示・訂正・利用停止・その他お問い合わせなど希望される場合には、当社は法令に基づき合理的な範囲で速やかに対応いたします。個人情報の開示・訂正・利用停止・その他お問い合わせなどを希望される際には、当社または当社が委託するPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者にご連絡ください。